

教育課程部会 特別活動ワーキンググループ 委員提出資料

「体験活動(集団宿泊活動)推進の現状と課題」

国立青少年教育振興機構

国立諫早青少年自然の家 所長 小林 真一

青少年教育研究センター 客員研究員 小林 道正

平成28年2月24日

1. 小学校・中学校・高等学校の 集団宿泊活動において育まれ る資質・能力



国立青少年教育施設を利用した学校の集団宿泊活動のねらい

	人間関係を深め 友情を深める	集団活動を通じて 規律を身につける	学ぶ 協力する大切さを	自ら考え行動する 力をはぐくむ	進んで取り組む 態度を養う	心と身体のとくま しさを身につける	自然を愛する心を 育てる	その他
小学校 (2,159校)	24.5%	12.2%	32.3%	18.2%	4.2%	5.4%	2.7%	0.6%
中学校 (2,362校)	32.3%	30.4%	16.3%	12.9%	2.4%	1.3%	2.7%	1.7%
高等学校 (1,437校)	27.3%	45.0%	2.9%	11.6%	6.5%	1.6%	1.0%	4.0%
全体 (5,958校)	28.3%	27.3%	18.8%	14.5%	4.0%	2.9%	2.3%	1.8%

「青少年教育施設の利用による児童・生徒の教育効果に関する調査」平成19年度 国立青少年教育振興機構
調査対象：平成18年度、全国の国立青少年教育施設(27)を利用した学校に対する質問紙調査

自然の中での集団宿泊活動における活動内容とねらい

「非日常での感動体験」が「生きる力」の基礎を育てる

	活動内容	ねらい
生活 体験	朝・夕のつどい(国旗・校旗等の掲揚, 体操)	規律, 厳粛で清心な気分
	毎食三度の食事, 定時就寝・起床, 排泄	基本的生活習慣
	整理整頓, ベッドメイキング等	自律心, 責任感
	清掃	勤労・奉仕, 公共心
自然 体験	登山, ハイキング, オリエンテーリング, 沢登り, スキー, 野外炊事, カッター, シーカヤック, 自然観察, 天体観察, クラフト等	達成感, 感動, 問題解決力, 自然理解, 望ましい人間関係・集団形成 等
学習 活動	道徳, 総合的な学習の時間, 理科や体育等の教科(自然体験活動の教科等への位置づけ)	教科等の目標, 主体的・協働的な学習の能力・態度
交流 体験	現地の方々との交流, 様々な指導者からの指導 等	礼儀, 感謝, 多様な人との関わり

自然の中での集団宿泊活動を通して 育成されると考えられる資質・能力(案)

個別の知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性等
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然や環境保全に関する知識 ■ 野外活動のスキルに関する知識・技能 ■ 安全に関する知識・技能 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仲間が普段見せない一面に気づく力(新しい人間関係の形成) ■ 予期しない問題に直面した際に、解決する力(応用力・適応力, 柔軟性, 決断力) ■ 望ましい集団をつくる力(リーダーシップ, フォロワーシップ) ■ 新しい自分の一面に気づく力 ■ 危険を察知し, 回避する力 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仲間を受け入れる態度 ■ 仲間を思いやる心情や信頼感 ■ 仲間とやりとげることによる達成感や心情的な連帯感・所属感 ■ 集団の中での役割を責任もって行う態度 ■ 環境を保全する態度 ■ 仲間から認められることによる自己有用感 ■ やりきることによる達成感と自信 ■ 困難な課題に挑む意欲・向上心 ■ 粘り強さ, 忍耐力・耐性 ■ 生命及び自然を尊重する精神 ■ 規則正しい生活 ■ 公共のマナーやルールを遵守する態度 ■ 新しい行動や習慣の形成

※ 教育課程内外で育成される資質・能力を含む

【参考】「青少年の成長と集団宿泊生活－少年自然の家・青年の家の利用の手引き－」, 「国立青年の家の管理運営について」, 「公立少年自然の家について」(社会教育局長通知)など

(参考1) 体験活動(集団宿泊活動) 推進の経緯



「教育改革国民会議報告
—教育を変える17の提案—
平成12年12月12日・教育改革国民会議

少子化, 核家族時代における自我形成, 社会性の育成のために, 体験活動を通じた教育が必要である。

【提言】子どもの自然体験, 職場体験, 芸術・文化体験などの体験学習を充実する。

また, 「通学合宿」などの異年齢交流や地域の社会教育活動への参加を促進する。

＜第1分科会において出された具体的方策の例＞

■学校へ

・共同生活による奉仕活動などの義務化(まず小・中2週間, 高校1ヶ月とし, 将来的には満18歳の全ての国民に1年間の奉仕期間を設定)。

「21世紀教育新生プラン」
平成13年1月25日・文部科学省

1. 人間性豊かな日本人を育成する

【政策課題】3

奉仕活動を全員が行うようにする

〔主要施策及びタイムスケジュール〕

○「学校教育法」「社会教育法」の改正

→平成13年7月11日施行

○奉仕活動・体験活動の充実

→平成14年度予算で実施

「学校教育法の一部を改正する法律」
平成13年7月11日・公布

「小学校においては, 前条第一項の規定による目標の達成に資するよう, 教育指導を行うに当たり, 児童の体験的な学習活動, 特にボランティア活動など社会奉仕体験活動, 自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において, 社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」(第三十一条)

※この規定は, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校に準用する。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため, 次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

二 学校内外における自然体験活動を促進し, 生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

「教育振興基本計画」
平成20年7月1日・閣議決定

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(2) 施策の基本的方向

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

関係府省が連携して、**小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間(例えば1週間程度)実施できるよう目指すとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の育成を支援する。**

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

◇ **体験活動・読書活動の推進**

(4) 特に重点的に取り組むべき事項

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

○ 道徳教育や伝統・文化に関する教育、**体験活動の推進**

「教育振興基本計画」
平成25年6月14日・閣議決定

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策
～四つの基本的方向性に基づく、8つの成果目標と30の基本施策～

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の育成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

<5年間における具体的方策>

基本施策2 豊かな心の育成

【主な取組】

2-5 **学校における体験活動及び読書活動の充実**

・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、**学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実に、関係府省が連携して取り組む。**また、豊かな情操等を育む読書に子どもたちが親しむよう、全校一斉読書など子どもの読書活動を推進する。

(参考2) 現行の学習指導要領に おける集団宿泊活動に関する記述



「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」中央教育審議会（答申）平成20年1月17日

7. 教育内容に関する主な改善事項

(5) 体験活動の充実

- 親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流，集団宿泊活動や職場体験活動，奉仕体験活動，自然体験活動，文化芸術体験活動といった体験活動は，他者，社会，自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である。
- 現在，特別活動や総合的な学習の時間などにおいて行われている様々な体験活動の一層の充実を図る必要がある。その際，体験活動をその場限りの活動で終わらせることなく，**事前に体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分理解させ，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることなどにより，意欲をもって活動できるようにするとともに，事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り，文章でまとめたり，伝え合ったりすることなどにより，他者と体験を共有し，広い認識につなげる必要がある。**
- 現在においても，学習指導要領上，小・中・高等学校の特別活動において「旅行（遠足）・集団宿泊的行事」や勤労生産・奉仕的行事」を行うこととなっているが，今回の学習指導要領の改訂において，**体験活動の重要性を一層明確にし，その内容に即して小・中・高等学校でそれぞれ重点的に行う体験活動について記述することが必要である。**また，必要に応じ，各学校において体験活動を総合的な学習の時間に位置づけて充実を図ることができることを学習指導要領上，明確にすることが求められる。
特に，これらの体験活動は，**学期中や長期休業期間中に一定期間（例えば，1週間（5日間）程度）にわたって行うことにより，一層意義が深まるとともに，高い教育効果が期待されるものであり，学校や保護者等の負担を招かないよう，受け入れ先の確保，宿泊等に要する費用などについて，国や教育委員会等の支援・援助の充実を図る必要がある。**

小学校学習指導要領(告示)平成20年3月

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2 道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方について考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、**集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるように配慮しなければならない。**

第3 授業時数等の取扱い

5 総合的な学習の時間における学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合において、**総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。**

第6章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(4)[学校行事]

また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、**体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。**

中学校学習指導要領(告示)平成20年3月

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2 道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、**職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるように配慮しなければならない。**

第3 授業時数等の取扱い

5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合において、**総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。**

第5章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(3)[学校行事]

実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、**体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。**

小学校学習指導要領解説特別活動編 平成20年8月

第3章 各活動・学校行事の目標及び内容

第4節 学校行事 2 学校行事の内容

(4) 遠足・集団宿泊的行事

ア 遠足・集団宿泊的行事のねらいと内容

遠足・集団宿泊的行事には、遠足、修学旅行、野外活動、**集団宿泊活動**などが考えられる。

特に、児童の発達段階や人間関係の希薄化や自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえると、**小学校段階においては、自然の中での集団宿泊活動を重点的に推進することが望まれる。**

イ 実施上の留意点

(か) 集団宿泊活動については、望ましい人間関係を築く態度の形成などの教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や児童の発達段階を考慮しつつ、**一定期間(例えば1週間(5日間)程度)にわたって行うことが望まれる。**

中学校学習指導要領解説特別活動編 平成20年9月

第3章 各活動・学校行事の目標及び内容

第3節 学校行事

2 学校行事の内容

(4) 旅行・集団宿泊的行事

ア 旅行・集団宿泊的行事のねらいと内容

旅行・集団宿泊的行事としては、遠足、修学旅行、**移動教室**、**集団宿泊**、野外活動などが考えられる。

イ 実施上の留意点

(イ) 単なる物見遊山に終わることのない有意義な旅行・集団宿泊的行事を計画・実施するよう十分に留意すること。

(5) 勤労生産・奉仕体験活動

- ・**中学校段階においては、職場体験を重点的に推進することが望まれる。**
- ・職場体験については、その教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や生徒の発達段階を考慮しつつ、**一定期間(例えば1週間(5日間)程度)にわたって行うことが望まれる。**

(参考3) 集団宿泊活動を推進する ための文部科学省の取り組み



「豊かな体験活動推進事業等」 (初等中等教育局 児童生徒課)

平成14年度～

「豊かな体験活動推進事業」

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、**他校のモデルとなる体験活動を実施する学校を指定**し、自然の中での集団宿泊活動や社会奉仕体験活動など様々な体験活動を実施し、その成果を全国に普及することにより、学校における体験活動の推進を図る。

平成14年10月

「体験活動事例集－豊かな体験活動の推進のために－」

都道府県の協力を得て収集した先進的な事例及び体験活動の充実に関する基本的な考え方や配慮事項を付した事例集

平成20年1月

「体験活動事例集～体験のススメ～」

平成17・18年度「豊かな体験活動推進事業」指定校の取組を中心にした事例及び体験活動を効果的に実施するための考え方を付した事例集

平成20年度

「自然の中での長期宿泊体験事業」

- ①**農山漁村におけるふるさと生活体験推進校(新規)**
- ②**学校における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト**

「健全育成のための体験活動推進事業等」 (初等中等教育局 児童生徒課)

平成21年12月

「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について」(報告)

「豊かな体験活動推進事業」で、平成20度から実施している「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」として指定された178校を対象とした、教育効果についての調査結果を分析した報告書

平成22年5月

「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価結果について」(報告)

平成21年度における「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」306校を対象とした、教育効果についての調査結果を分析した報告書

平成25年度～

「健全育成のための体験活動推進事業」

「宿泊体験事業」

いじめの未然防止を図るため、自己の存在感、共有感、決定感等の育成を目的として、**2泊3日以上**の**宿泊体験活動を行う小・中・高・特別支援学校の取組に対する補助**【体験活動の例】交流に関わる体験活動

小学校長期自然体験活動支援プロジェクト (スポーツ・青少年局 青少年課)

自然体験活動指導者養成事業(H20年度～H24年度)

■概要:小学校が実施する1週間の自然体験活動を支援するために、指導者(全体指導者と補助指導者)を養成する。

- ①全体指導者:計画に対する助言, 活動時の全体指導, 活動後の評価への助言
- ②補助指導者:全体指導者の指示による補助指導

■成果:養成した指導者数 21,124人

小学校自然体験活動プログラム開発事業(H20年度～H21年度)

■概要:小学校が実施する1週間の自然体験活動の充実のため, 青少年教育施設や青少年団体, 民間自然学校が行う特色あるプログラム開発を推進する。

■成果:開発したプログラム 44

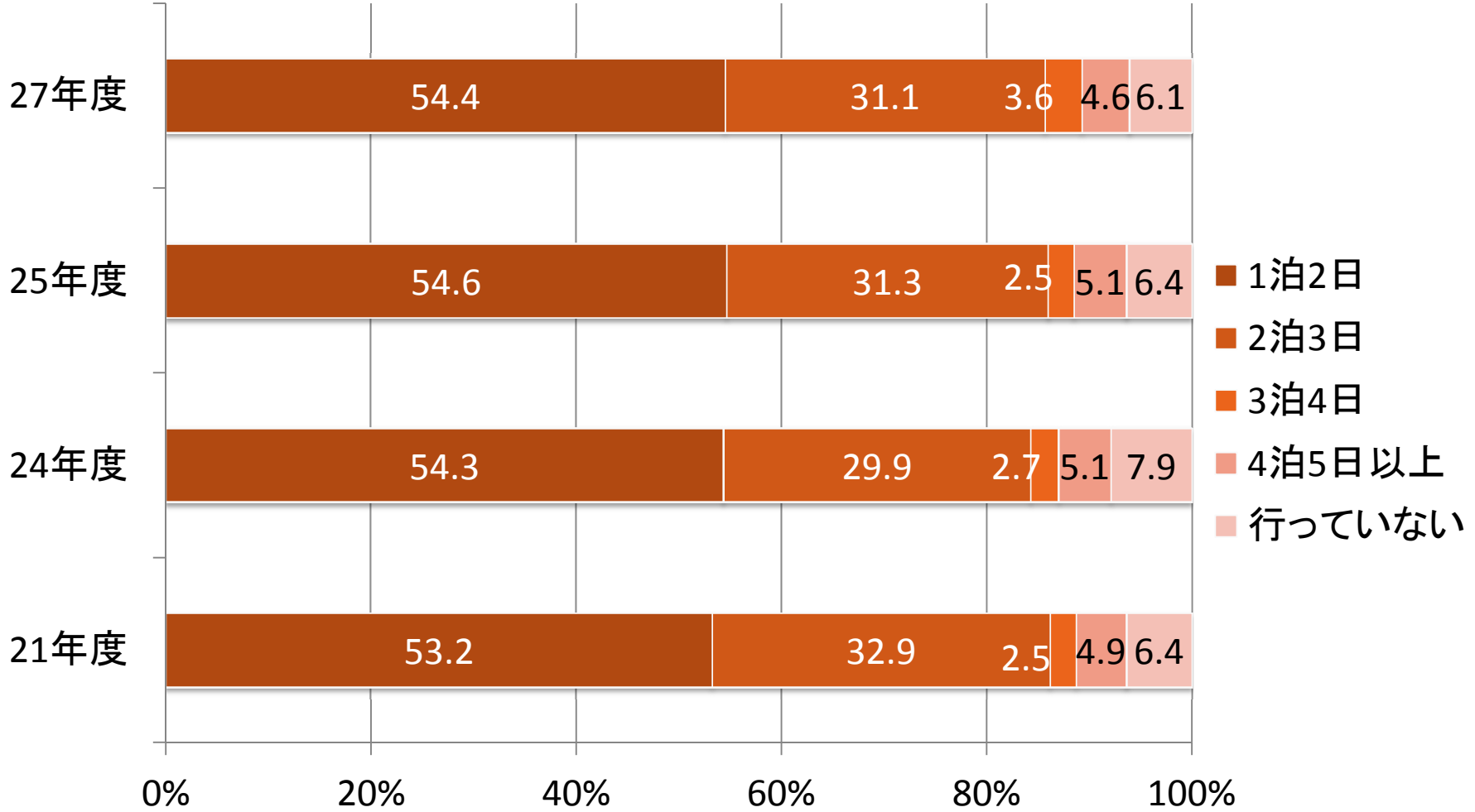
(参考4) 集団宿泊活動の 実施状況



小学校の集団宿泊活動の実施状況

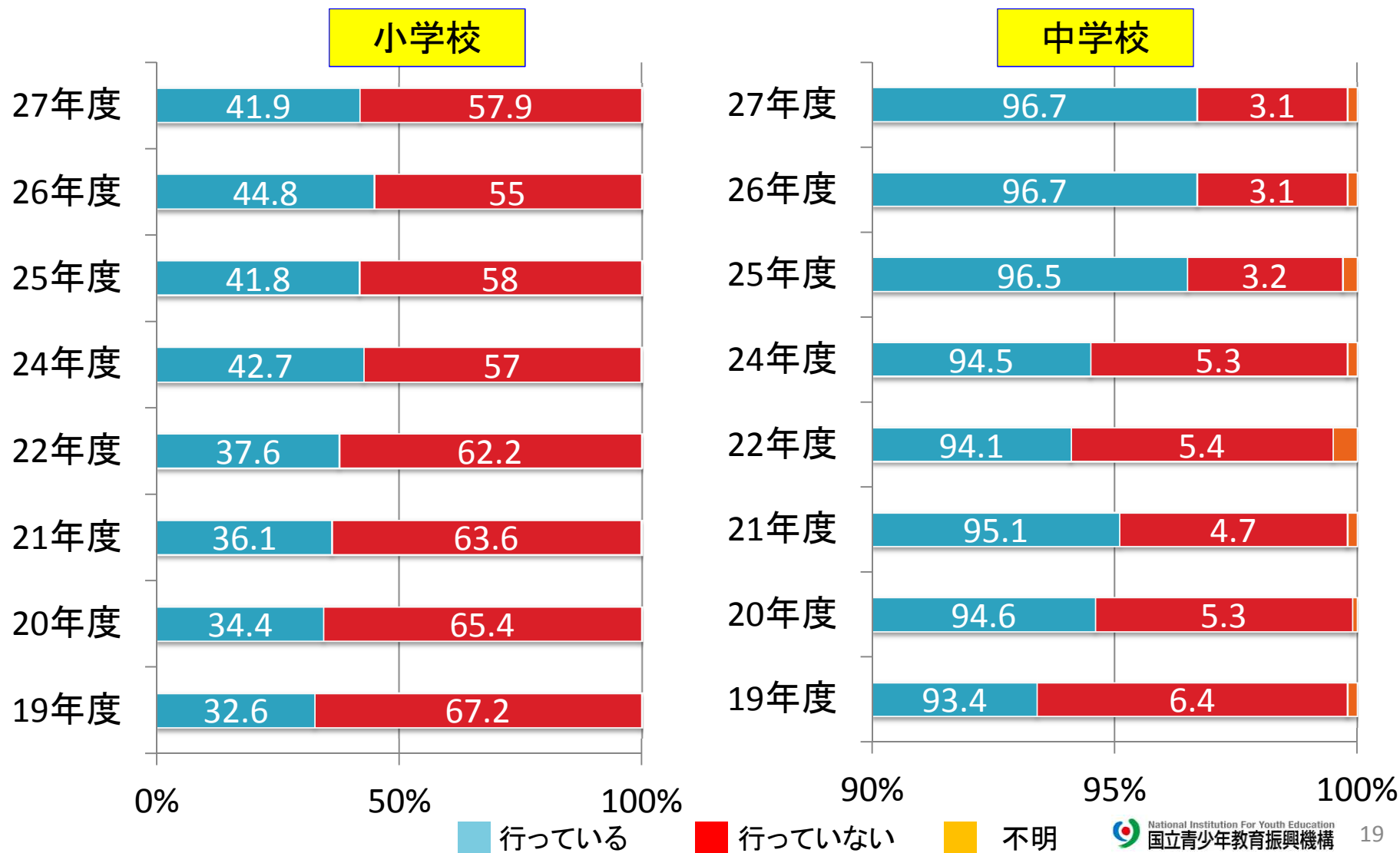
「平成27年度 全国学力・学習状況調査 報告書 質問紙調査」

【質問事項】 調査対象の児童に対して、第5学年までの間に自然の中での集団宿泊活動を行いましたか(複数回実施した場合は、最も長期のもの)。



小・中学校の職場見学や職場体験活動の実施状況
 「平成27年度 全国学力・学習状況調査 報告書 質問紙調査」

【質問事項】 職場見学や職場体験活動を行っていますか。



(参考5) 集団宿泊活動の 実践例



長期集団宿泊活動の主な実施例

自治体	開始年度	対象学年	日数
兵庫県	昭和63年～	公立小学校5年生	4泊5日以上
東京都江戸川区	平成元年～	公立小学校5年生	3泊4日以上
東京都武蔵野市	平成7年度～	公立小学校5年生	3泊4日～7泊8日
	平成8年度～	公立中学校1年生	3泊4日→4泊5日
	平成17年度～	公立小学校4年生	2泊3日
京都市	平成22年度～	公立小学校5年生	4泊5日
広島県	平成25年度～	公立小学校5年生	3泊4日

■その他、横浜市立旭小学校や横浜市立岩崎小学校など、学校独自に4泊5日を実施している事例もある。

小学校の長期集団宿泊活動の事例

	午前	午後		夜
1日目	バス移動		野外炊事 (家庭2)	天体観測 (理科1)
2日目	登山(総合7)			
3日目	自然観察 (理科3)	漢字 (国語1)	木のキーホルダー (図画工作2)	百人一首 (国語1)
4日目	市内見学(社会6)			
5日目	おやきづくり (家庭2)	室内運動会 (体育2)	壁飾り (図画工作2)	キャンプファイヤー(総合2)
6日目	湖ハイキング (総合6)			ナイトウォーク (総合2)
7日目	市内見学 (総合3)	バス移動		

国立信州高遠青少年自然の家を利用したA小学校6年生
(平成27年6月)の日程表(活動に対応した教科等・時数)
【参考】「学習指導要領に対応した信州高遠活動プログラム」

中学校1年生の集団宿泊活動の事例

北九州市「ふれあい合宿」

対象: 市内中学校の第1学年に在籍する生徒全員

期間: 2泊3日

ねらい: (1) 規律ある集団生活を通じ、人間的なふれあいを深め、信頼関係を確立する。

ア 教師と生徒の人間的なふれあいを深める。イ 生徒同士の友情を深める。

ウ 基本的な生活習慣を身に付ける。エ 自立的に生活する態度を身に付ける。

(2) 自然とのふれあいや地域社会への理解を通じ、通常の学校生活では得がたい体験をさせる。

ア 自然とのふれあいを深める。イ 地域社会の生活や文化に対する理解を深める。

ウ 勤労の尊さを体験する。エ たくましい心と体を育てる。

(3) 自然の中での野外活動を通じ、健康の増進を図る。

経緯: 昭和56年 9校でスタート 昭和57年 20校で実施 昭和58年 40校で実施

昭和59年 68校(全校)で実施 → 現在も全校(62校)で継続

武蔵野市「セカンドスクール」

対象: 市内中学校の第1学年に在籍する生徒全員

期間: 4泊5日

ねらい: (1) 自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的
好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。

(2) 長期にわたる宿泊体験を通じ、生活自立に必要な知識や技能を身に付けるとともに、子どもたちの
豊かな人間関係を育てる。

(3) 子どもどうしの協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地との方々との交流を通じて、進ん
で他者とのかかわる力を培う。

(参考5) 集団宿泊活動の効果



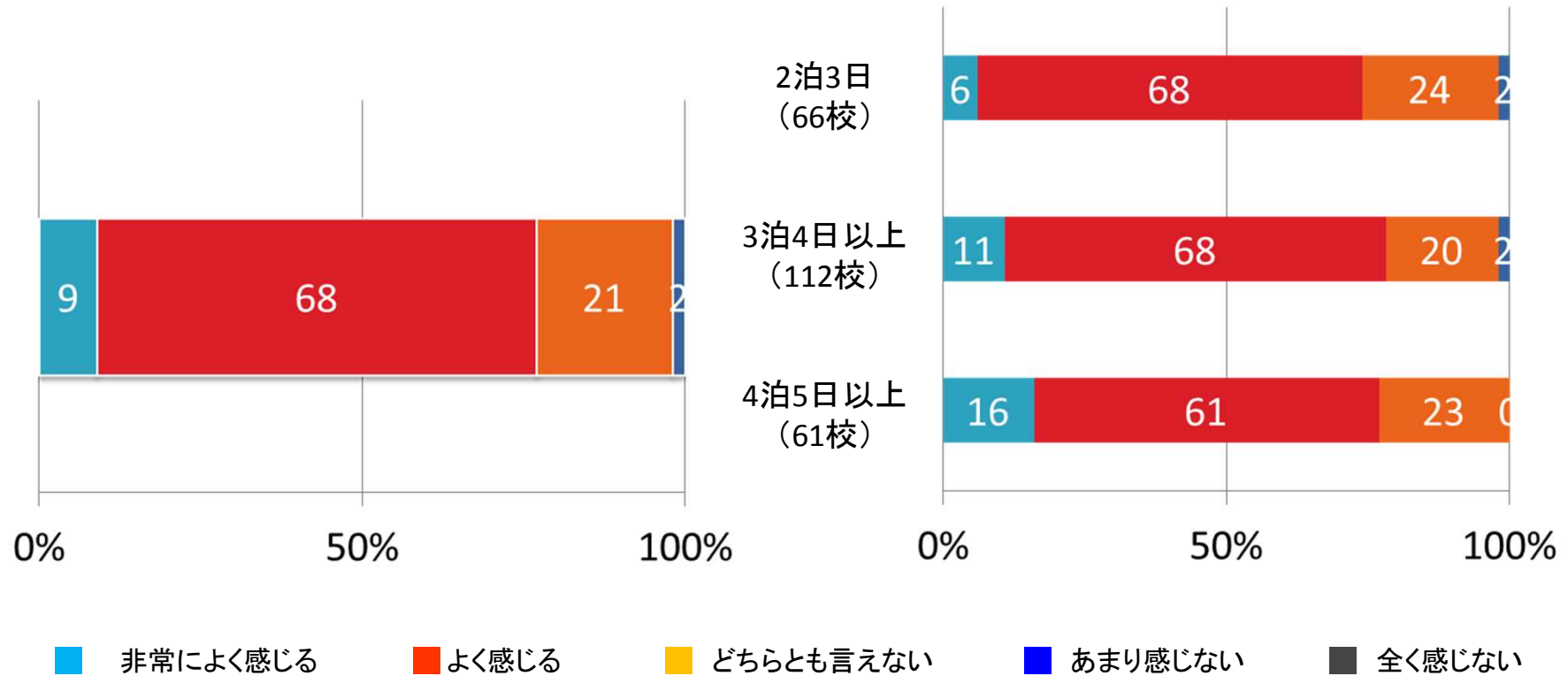
小学校の集団宿泊活動による教育効果

「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について」(報告)平成21年12月 文部科学省

平成20年度「豊かな体験活動推進事業」の推進校178校を対象にした調査

■人間関係・コミュニケーション能力

○児童が相手の言うことを聞き、相手の立場を考えるようになった

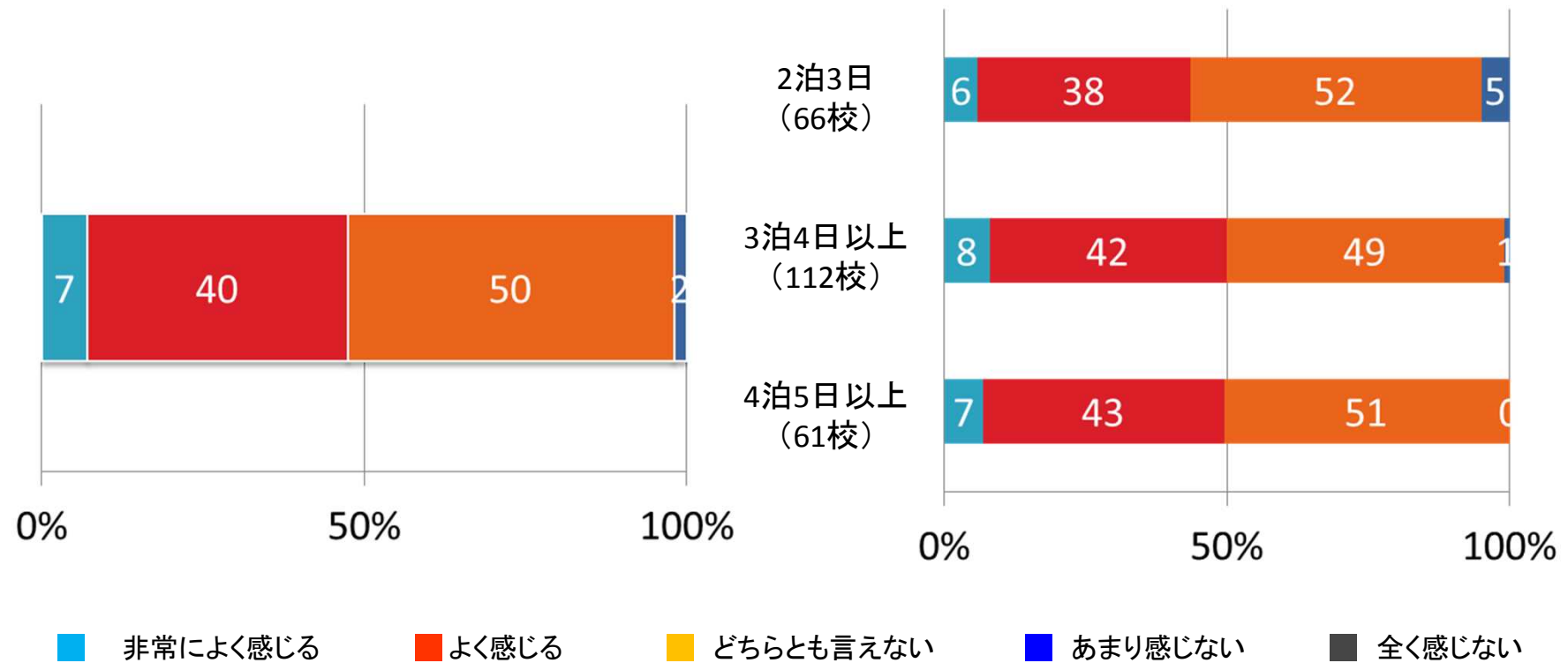


小学校の集団宿泊活動による教育効果

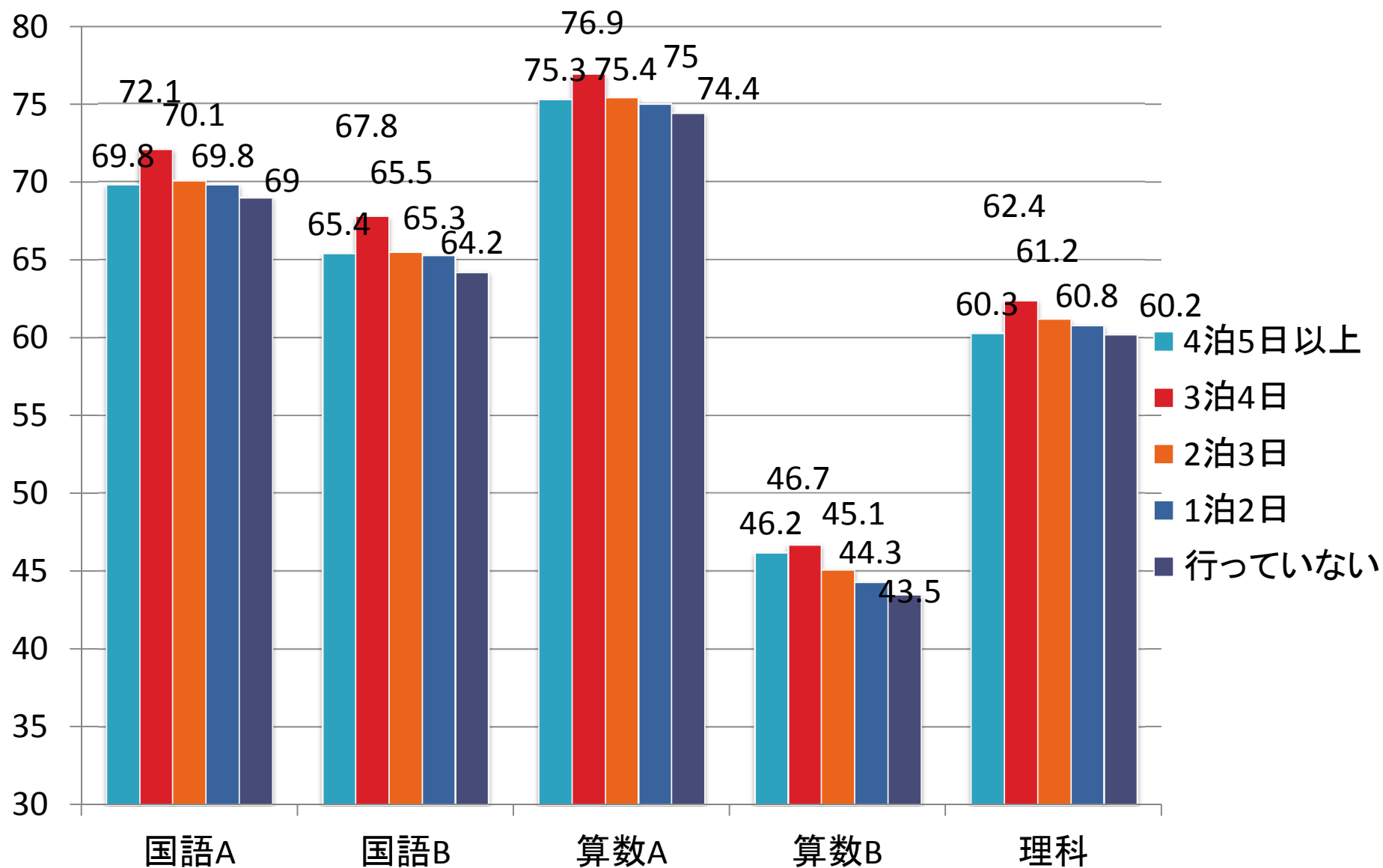
「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について」(報告)平成21年12月 文部科学省

平成20年度「豊かな体験活動推進事業」の推進校178校を対象にした調査

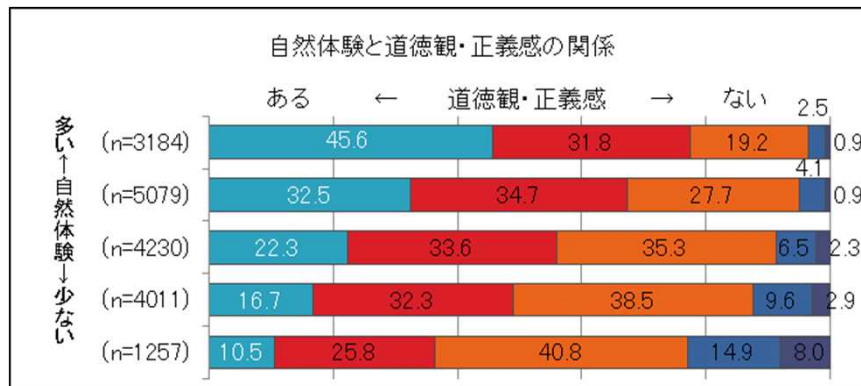
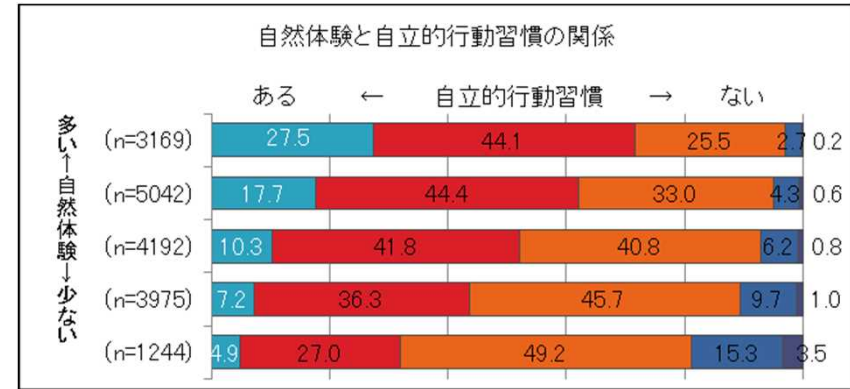
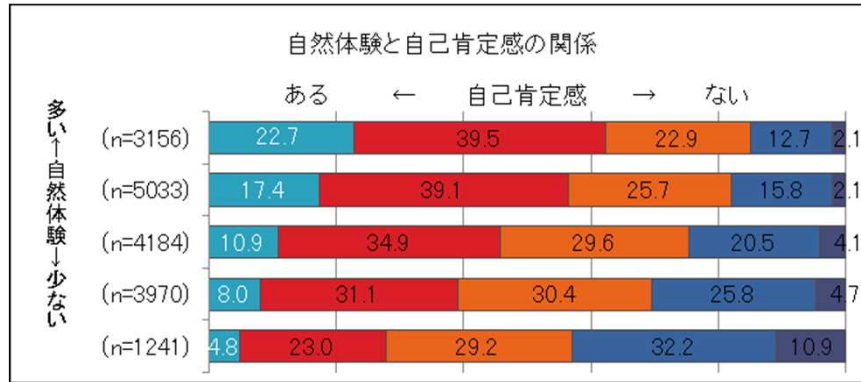
■ 児童の心の問題の改善
○ いじめ問題や不登校問題の改善に見られた



小学校の集団宿泊活動と教科の平均正答率との関係
 「平成27年度 全国学力・学習状況調査 報告書 質問紙調査」



国立青少年教育振興機構「子どもの体験と意識や資質・能力」の調査結果



【本質問項目の調査概要】

- 調査対象
 - ・全国の公立小学校4・5・6年生(各100校)
 - ・全国の公立中学校2年生(150校)
 - ・全国の公立全日制高等学校2年生(150校)
- 回答者数 17,900人(回収率90.2%)
- 調査時期 平成25年2月に質問票を発送

「青少年の体験活動等に関する実態調査(平成24年度調査)報告書(平成26年3月)」

2. 体験活動(集団宿泊活動) 推進のための意見等



体験活動(集団宿泊活動)推進のための意見

現状

- 集団宿泊活動は、望ましい人間関係や学級集団の形成に、教育効果があることが確認されている。
- 「小学校における自然の中での一定期間の集団宿泊活動」が求められているが、実施されているとは言い難く、地域や学校による格差が生じている。
- 各学校で重点的に行う体験活動が提示されたことにより、中学校や高等学校での集団宿泊活動が取りやめられている傾向にある(全国的な実態を把握するデータはない)。

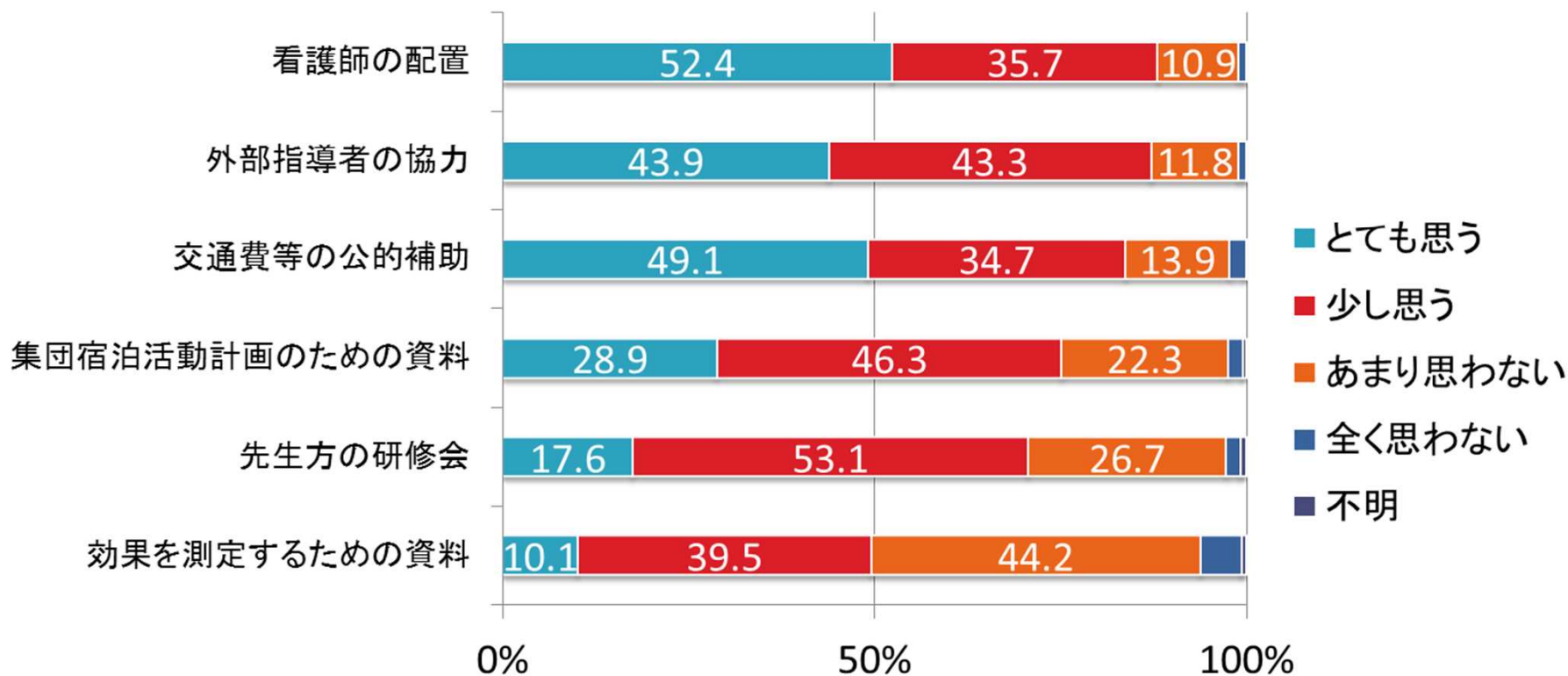


意見

- 「体験活動の推進」を検証するための有識者等による協議の場の設定、また、「**集団宿泊活動の一定期間の実施**」を引き続き求めることが必要だと思います。
- 自然の中での集団宿泊活動は、複数の小学校や中学校から入学し、人間関係に不安を持つ生徒にとって、生徒どうし、生徒と教師との人間関係を築き、望ましい学級集団形成につながる教育活動であり、「**学校種間の円滑な移行**」に資することから、**中学校及び高等学校での実施を推進**することが必要だと思います。
- 集団宿泊活動では、主体的・協働的な学習活動や地域の環境や人的資源を活用した活動が展開されることから、「**アクティブ・ラーニング**」や「**社会に開かれた教育課程**」、また、「**特別の教科 道徳**」に資することから、引き続き推進を求めることが必要だと思います。
- 集団宿泊活動の実施にかかる学校や保護者の負担を軽減するために、**国や自治体による支援の充実**を求めることが必要だと思います。

【参考】集団宿泊活動を推進するために必要な支援や条件整備

【質問】集団宿泊活動の日数を増やすために必要なこと
(調査対象: 全国の国立青少年教育施設を、集団宿泊活動で利用した小学校の教員)



『学校教育における「集団宿泊活動」の手引き』国立青少年教育振興機構平成26年3月